

生産行程管理業務規程

作成日 令和元年 8 月 19 日

更新日 令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：カゴシマケンオオシマグンワドリチヨウドマリ
（〒891-9112）鹿児島県 大島郡 和泊町 和泊 185- 1

名称（フリガナ）：オキノエラブカキセンモンノウギョウキョウドウクミアイ
沖永 良部 花 き 専 門 農 業 協 同 組 合

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 三島 生康

ウェブサイトのアドレス：<http://www.flower-erabu.jp/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花（ゆり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：えらぶゆり、ERABU LILY、Erabu Yuri

4 明細書の変更

沖永良部花き専門農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

組合は、生産者が提出する「出荷計画書」により、球根及び品種を確認するとともに、ほ場巡回時にも確認し、「圃場品質確認表」に記録する。

（2）栽培方法の確認

組合は、えらぶゆりブランド産地推進協議会（以下「協議会」という。）が制定した栽培基準を基に栽培が行われているか、年1回以上組合担当者が圃場を巡回・確認し「圃場品質確認表」に記録する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

各生産者が選別・箱詰めを行った「えらぶゆり」は、組合担当者が集荷場において協議会が制定した出荷規格基準表を基に目視確認し、「ゆり部会検査表」に記録、データ入力したものを、組合が「花き出荷明細書」として保存する。

（4）臨時の検査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培方法の指導

組合は、品種及び栽培方法の確認を行い、「えらぶゆり」として基準を満たさない生産を行っていることが確認された場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組合は、当該生産者の生産した「えらぶゆり」の荷受けを停止する。

(2) 出荷規格の指導

組合は、前記5の(3)の確認を通じて最終製品の確認ができたもののみ、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章を付した状態で出荷する。

(3) 講習会等の開催

組合は、植付、生育管理、収穫等の生産者の圃場巡回等を年1回以上実施し、生産者に対する栽培講習会等を開催して、明細書に記載された栽培方法や出荷規格の周知・遵守徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 組合は、前記5の(3)において、出荷規格等の基準を満たしていることが確認されたゆりについてのみ、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章が使用されているか否かを目視で確認して出荷する。また、出荷用の包材についても確認する。

(2) 組合は、前記5の(3)の確認の際に、以下のゆりがないかを確認する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章が使用されているゆり
- ② 地理的表示である「えらぶゆり」のみが使用されているゆり
- ③ 登録標章のみが使用されているゆり
- ④ 地理的表示である「えらぶゆり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているゆり

8 地理的表示等の使用の指導

組合は、前記7の確認の際に、以下を確認した場合には、生産者に対し警告を発し、それに従わない場合には、是正を求める。

- ① 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「えらぶゆり」が使用されている場合
- ② 地理的表示である「えらぶゆり」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「えらぶゆり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者の生産した「えらぶゆり」の荷受けを停止する。

また、組合は、地理的表示である「えらぶゆり」の適正な使用について、年1回以上、

出荷協議会や講習会等を通じ、販売者、生産者への周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

組合は、7月1日から翌年6月末までを一年度として、年度終了後1ヶ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料組合が作成した確認表（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記9において提出した資料に加え、以下の書類を、その提出の日から5年間、組合事務所で保存するものとする。

- ・出荷計画表
- ・圃場品質確認表
- ・ゆり部会検査表
- ・花き出荷明細表

11 連絡先

Administration	Percentage
Current Administration	85%
Previous Administration	15%

別記様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 令和元年 8 月 19 日

更新日 令和 2 年 6 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒894-0104）^{カゴシマケンオオシマグンタツゴウチョウウラ}鹿児島県大島郡龍郷町浦111-1

名称（フリガナ）：^{アマミノウギョウキョウドウクミアイ}あまみ農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 窪田博州

ウェブサイトのアドレス：<http://ja-amami.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花（ゆり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{エラブユリ}えらぶゆり、ERABU LILY、ERABU YURI

4 明細書の変更

あまみ農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

組合は、生産者が提出する「出荷計画書」により、球根及び品種を確認するとともに、ほ場巡回時にも確認し、「圃場品質確認表」に記録する。

（2）栽培方法の確認

組合は、えらぶゆりブランド産地推進協議会（以下「協議会」という。）が制定した栽培基準を基に栽培が行われているか、年1回以上組合担当者が圃場を巡回・確認し「圃場品質確認表」に記録する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

各生産者が選別・箱詰めを行った「えらぶゆり」は、組合担当者が集荷場において協議会が制定した出荷規格基準表を基に目視確認し、「ゆり部会検査表」に記録、データ入力したものを、組合が「ゆり出荷明細書」として保存する。

(4) 臨時の検査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培方法の指導

組合は、品種及び栽培方法の確認を行い、「えらぶゆり」として基準を満たさない生産を行っていることが確認された場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組合は、当該生産者の生産した「えらぶゆり」の荷受けを停止する。

(2) 出荷規格の指導

組合は、前記5の(3)の確認を通じて最終製品の確認ができたもののみ、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章を付した状態で出荷する。

(3) 講習会等の開催

組合は、植付、生育管理、収穫等の生産者の圃場巡回等を年1回以上実施し、生産者に対する栽培講習会等を開催して、明細書に記載された栽培方法や出荷規格の周知・遵守徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 組合は、前記5の(3)において、出荷規格等の基準を満たしていることが確認されたゆりについてのみ、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章が使用されているか否かを目視で確認して出荷する。また、出荷用の包材についても確認する。

(2) 組合は、前記5の(3)の確認の際に、以下のゆりがないかを確認する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「えらぶゆり」及び登録標章が使用されているゆり
- ② 地理的表示である「えらぶゆり」のみが使用されているゆり
- ③ 登録標章のみが使用されているゆり
- ④ 地理的表示である「えらぶゆり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているゆり

8 地理的表示等の使用の指導

組合は、前記7の確認の際に、以下を確認した場合には、生産者に対し警告を発し、これに従わない場合には、是正を求める。

- ① 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「えらぶゆり」が使用されている場合
- ② 地理的表示である「えらぶゆり」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合

- ④ 地理的表示である「えらぶゆり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者の生産した「えらぶゆり」の荷受けを停止する。

また、組合は、地理的表示である「えらぶゆり」の適正な使用について、年1回以上、出荷協議会や講習会等を通じ、販売者、生産者への周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月末までを一年度として、年度終了後1ヶ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
組合が作成した確認表（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記9において提出した資料に加え、以下の書類を、その提出の日から5年間、組合事務所で保存するものとする。

- ・ 出荷計画表
- ・ 圃場品質確認表
- ・ ゆり部会検査表
- ・ ゆり出荷明細書

11 連絡先

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
日本橋本町1丁目1番1号
株式会社 日本橋本町1丁目1番1号
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
日本橋本町1丁目1番1号
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
日本橋本町1丁目1番1号